豊中市産後ケア事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、産後の育児支援を特に必要とする母子を対象に、育児不安を解消するとともに、心身の安定及び児童虐待の未然防止を図ることを目的として実施する豊中市産後ケア事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（利用者）

第２条　事業の利用者は、豊中市内に住所を有する出産後１年を経過しない母及び乳児であって、母親の心身の不調や育児不安があり、産後の育児支援を特に必要とする者とする。ただし、感染症の疾病に罹患している者またはその疑いのある者及び入院または加療を要する状態にあって事業の利用に支障があると市長が認める者を除く。

２　前項の規定に関わらず、市長が特別な理由があると認める場合は、利用者とすることができる。

（事業内容）

第３条　事業は、前条に規定する利用者に対し、次の各号に掲げる内容を実施するものとする。

（１）　短期入所型（宿泊型）

利用者を宿泊させ、別表１の区分に基づく内容の提供により母体の体力回復並びに母及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

（２）　通所型（デイサービス型）

利用者を日帰りで施設利用させ、別表１の区分に基づく内容の提供により母体の体力回復並びに母及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。なお、通所型（デイサービス型）産後ケア事業を実施する場合、いずれか１区分を選択するものとする。

（３）　居宅訪問型（アウトリーチ型）

利用者の居宅に赴き、別表１の区分に基づく内容の提供により母体の体力回復並びに母及び乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

（実施主体）

第４条　事業の実施主体は、豊中市とする。ただし、前条の目的を達成するために、事業について、適切な事業運営が確保できると認められる医療機関等に委託することができるものとする。

２　前項で定める医療機関等について、施設設備が事業専用の設備であること及び人員が事業専任であることを要しない。但し、事業の実施に支障があってはならない。

３　第１項で定める医療機関等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、事業を委託することを市長が認めた施設であること。

（２）　短期入所型（宿泊型）のサービスを提供するためには入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室）、通所型（デイサービス型）のサービスを提供するためには居室が確保されていること。また、必要なときは、個室を提供できること。

（３）　短期入所型（宿泊型）または通所型（デイサービス型）のサービスを提供する施設においては、入浴またはシャワー設備及び沐浴設備を有すること。

（４）　事業の内容に応じて、次の①から③までの担当者を配置すること。特に事業の利用者が出産後４か月頃までは、原則として助産師を中心とした体制とする。また、短期入所型（宿泊型）産後ケア事業を実施する場合には、２４時間体制で１名以上の助産師、保健師または看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当については保健師助産師看護師法や医師法を参考にすること。

① 助産師、保健師または看護師
② 心理に関する知識を有する者
③ 育児に関する指導や育児サポートを実施するにあたり必要な者

（５）　短期入所型（宿泊型）または通所型（デイサービス型）のサービスを提供する施設においては、食事の提供ができること。

（６）　居宅訪問型（アウトリーチ型）のサービスを提供する施設においては、訪問の際に使用する乳児用電子体重計を有すること。

（利用日数）
第５条　原則として、短期入所型（宿泊型）、及び通所型（デイサービス型）、居宅訪問型（アウトリーチ型）を合わせて１０日間を利用日数の上限とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

（事業の実施場所）
第６条　事業の実施場所は、短期入所型（宿泊型）、及び通所型（デイサービス型）は、第４条の規定による事業の委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）の施設、居宅訪問型（アウトリーチ型）は、利用者の居宅とする。

（利用の手続き）
第７条　事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に豊中市産後ケア事業利用登録申込書（様式第１号）（以下「利用登録申込書」という。）を市長に提出しなければならない。申込期限は、妊娠３２週以降からサービスの利用を希望する日の１０日前までとする。
２　市長は、利用登録申込書を審査し、申込者が第２条に規定する利用者に該当する者または該当する見込みである者と認めるときは、豊中市産後ケア事業利用登録承認通知書兼利用管理表（様式第２号）により通知する。
３　市長は、申込者が第２条に規定する利用者に該当しない者または該当する見込みでない者と認めるときは、豊中市産後ケア事業利用登録不承認通知書（様式第３号）により申込者に通知する。
４　市長は、第２項において利用登録の承認をした後、必要に応じて事業者に対し利用調整を行い、豊中市産後ケア事業受入依頼書（様式第４号）により受け入れを依頼するとともに、事業を利用する者（以下「利用者」という。）に関する必要な情報を提供する。
５　事業者は、サービス開始前に、利用者にサービス内容を説明するなど当該利用にかかる調整等を行わなければならない。

（利用料）
第８条　事業の利用者は、利用料として別表２、別表３－１、別表３－２、別表４に定める額を負担しなければならない。
２　前項に規定する利用料は、利用者が事業者に、その事業者が指定する日（利用日以降の日に限る）に支払わなければならない。
３　利用者（母）の食事、利用者（乳児）のミルク、寝具、衛生用品、消毒等にかかる経費及び光熱水費は、利用料に含むものとして、事業者は利用者に無償で提供するものとする。但し、社会通念上相当な使用量を超える場合については、事業者は利用者に別途実費を徴収することができるものとする。
４　前項に定めるものの他、産後ケア事業の実施にあたり必要な物品等については、利用者の負担軽減のため、施設に常備し提供することが望ましい。なお、物品等の提供にあたり、事業者は利用者に別途実費を徴収することができるものとする。

（申込内容の変更）
第９条　利用者は、申込内容に変更が生じたときは、速やかに事業者に連絡するものとする。なお、市長が利用調整及び受入依頼を行った場合は、市に対しても連絡するものとする。
２　前項の変更のうち、日程を変更または中止する場合は、利用者は当該利用日の前々日の１７時までに、電話等の手段により事業者に連絡しなければならない。
３　前項の期日までに利用変更または中止の連絡がなく利用がなかった場合は中止として取り扱い、利用者は前条第１項に定める１日あたりの利用料に利用予定であった日数を乗じた金額の全額を、事業者の請求に基づき支払わなければならない。ただし、風水害等やむを得ないと市長が認める理由により、前項の期日までに連絡できない場合はこの限りではない。

（利用登録承認の取消し）
第１０条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用登録承認を取り消すものとする。

（１）第２条に規定する要件を欠くに至った場合
（２）偽りその他不正な手段により事業の利用登録承認を受けた場合
（３）前２号に掲げるもののほか市長が事業の利用に支障があると認めた場合
２　市長は、第７条第２項による利用登録承認後に前項の規定による事業の利用の取消しをしたときは、豊中市産後ケア事業利用登録承認取消通知書（様式第５号）により、速やかに利用者に通知するものとする。

（委託料）
第１１条　事業において市長が事業者に支払う委託料は、別表２、別表３－１、別表３－２、別表４に定める委託料の額とする。
２　事業者は、事業実施の翌月８日までに実施報告書を市長に提出するとともに、事業実施の翌月１５日までに委託料を請求する。
３　市長は前項による請求が適正であると認めた場合、委託料を支払う。
４　事業者は、短期入所型（宿泊型）及び通所型（デイサービス型）のサービス実施にあたり、第４条第３項第４号に定める担当者に加え、本市の利用者に対し専任の支援スタッフを配置した場合、別表５に定める額を委託料に加算し、請求することができる。ただし、加算対象となる支援スタッフは、１利用者につき１名までとし、加算する時間数は、支援スタッフ１名につき１日あたり６時間かつ利用者１名につき１日あたり６時間を上限とする。なお、支援スタッフの要件は、保育士、助産師、保健師、看護師、その他市長が定めるものとする。
５　市長が事業者に対し受入依頼を行ったもののうち、利用者が、利用日の前々日の１７時までに連絡がなく、利用変更・中止した場合、事業者は第１項に定める委託料の額を２で除した額（円未満切り捨て）を市長に請求することができる。但し、利用変更・中止した場合であっても、当該利用変更・中止とは別に、他の利用者に事業を提供した場合についてはこの限りではない。

（事業の中止）
第１２条　風水害等により、事業の実施に支障があると市長が認める場合、市長は事業を中止することができる。
２　前項の規定により事業を中止した場合の利用料及び委託料については、前条までの規定にかかわらず市長が別に定める。

（報告）
第１３条　市長は、事業の利用状況について、事業者に月１回以上報告させるものとする。
２　事業者は、事業終了後も継続的に支援が必要な利用者について、市と情報交換を行う等、連携するものとする。

（その他）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
この要綱は２０１７年６月１日から施行する。
附　則
この要綱は２０２１年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は２０２２年４月１日から施行する。
附　則
１　この要綱は２０２３年１０月１日から施行し、利用料の規定については２０２３年４月１日から適用する。
２　２０２３年４月１日から２０２３年９月３０日までの利用者への還付手続きについては、市長が別に定める。
附　則
この要綱は、令和６年（２０２４年）４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和７年（２０２５年）４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年（２０２６年）４月１日から施行する。ただし、第７条に定める利用登録申込等の利用の手続きについては、令和８年（２０２６年）３月２５日以降行うことができる。

別表１

区分	内容	
短期入所型（宿泊型）	原則として、１０時から翌日１９時までの利用を１泊とし、５食の食事及び右欄のサービスを提供する。 連泊の場合、２泊目以降は１泊あたり２４時間のサービス及び３食の食事提供を追加する。	１．産婦のケア（母体の管理、乳房の手当、心理面のケア及び生活面の指導等） ２．乳児のケア（発育・発達のチェック及びスキンケア等） ３．育児に関する相談・指導（授乳及び沐浴の方法の指導、家庭における育児に関する相談・指導、その他必要な保健指導等）
通所型（デイサービス型）①	原則として、１０時から１７時までの７時間の利用を１日とし、１食の食事及び右欄のサービスを提供する。	
通所型（デイサービス型）②	原則として、１０時から１９時までの９時間の利用を１日とし、２食の食事及び右欄のサービスを提供する。	
居宅訪問型（アウトリーチ型）	原則として、１０時から１７時までの２時間の利用を１回とし、右欄のサービスを提供する。 １日につき１回までの利用とする。	

別表２（短期入所型（宿泊型））

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	55,000 円	52,000 円	3,000 円	54,000 円	1,000 円
１日追加	27,500 円	26,000 円	1,500 円	26,900 円	600 円
多胎児加算	7,200 円	7,200 円	0 円	7,200 円	0 円
多胎児１日追加	3,600 円	3,600 円	0 円	3,600 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下２段に掲げる額を加算する。

別表３－１（通所型（デイサービス型）① 10 時～17 時）

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	18,900 円	18,400 円	500 円	18,700 円	200 円
多胎児加算	2,100 円	2,100 円	0 円	2,100 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。

別表３－２（通所型（デイサービス型）② 10 時～19 時）

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	24,300 円	23,300 円	1,000 円	23,900 円	400 円
多胎児加算	2,700 円	2,700 円	0 円	2,700 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。

別表４（居宅訪問型（アウトリーチ型）　２時間）

区分	総　額	１：課税世帯		２：市民税非課税及び生活保護世帯	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	7,790 円	7,290 円	500 円	7,590 円	200 円
多胎児加算	1,170 円	1,170 円	0 円	1,170 円	0 円

※当該利用に係る乳児が多胎の場合、多胎児２人目以降１人につき下段に掲げる額を加算する。

別表５（産後ケア支援スタッフ加算）

区分	委託料
産後ケア支援スタッフ加算（１時間あたり）	2,000 円